

別紙

食品安全委員会食中毒緊急時対応指針の改正案新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改正案	現 行
名称 「食品安全委員会食中毒等緊急事対応実施指針」	名称 「食品安全委員会食中毒緊急時対応指針」
前文 本指針は、「食品安全関係府省食中毒等緊急時対応実施要綱」(平成17年4月21日関係府省申合せ。以下「実施要綱」という。)及び「 <u>食品安全委員会緊急時対応基本指針</u> 」(平成16年4月15日委員会決定。以下「基本指針」という。)に即し、食品安全委員会(以下「委員会」という。)における食中毒(食品衛生法(昭和22年法律第233号)第58条第1項の規定による届出の対象とされる食品、添加物、器具又は容器包装に起因する中毒をいう。以下同じ。)及びその他食品の摂取を通じて、国民の生命又は健康に重大な被害を生じさせ、又は生じさせるおそれがある危害要因(以下「食中毒等」という。)による緊急事態等(「食品安全関係府省緊急時対応基本要綱」(平成16年4月15日関係府省申合せ)に規定する緊急事態等をいう。以下同じ。)への対応に関する具体的な手順を定めるものである。	前文 本指針は、「食品安全関係府省食中毒緊急時対応実施要綱」(平成17年4月21日関係府省申合せ)に即し、食品安全委員会(以下「委員会」という。)における食中毒による緊急事態等(「食品安全関係府省緊急時対応基本要綱」(平成16年4月15日関係府省申合せ)に規定する緊急事態等をいう。以下同じ。)への対応に関する具体的な手順を定めるものである。
平時からの対応 1 平時からの準備体制 情報・緊急時対応課は、食中毒等による緊急事態等が発生した場合において本指針に基づく緊急時対応が迅速かつ適切に行われるよう、平時から、次に掲げる事項を準備しておくこととする。 (1) (略) (2) 夜間休日に食中毒等による緊急事態等が発生した場合において直ちに参集すべき職員(以下「第一次参集要員」という。)及び食中毒等の原因により必要に応じて参集すべき職員(以下「原因別参集要員」という。)の指定(別添1「食品安全委員会第一次参集要員等」参照。) (3) ~ (4) (略) (5) 専門家リストの作成及び定期的な更新(評価課及び勧告広報課と連携) (6) 関係試験研究機関リスト及び海外からの情報収集先(関係国際機関及び主要国の公的機関等)リストの作成及び定期的な更新	平時からの対応 1 平時からの準備体制 情報・緊急時対応課は、食中毒による緊急事態等が発生した場合において本指針に基づく緊急時対応が迅速かつ適切に行われるよう、平時から、次に掲げる事項を準備しておくこととする。 (1) (同左) (2) 夜間休日に緊急事態等が発生した場合において直ちに参集すべき職員(以下「第一次参集要員」という。)及び食中毒の原因により必要に応じて参集すべき職員(以下「原因別参集要員」という。)の指定(別添1「食品安全委員会第一次参集要員等」参照) (3) ~ (4) (同左) (新設) (新設)

改正案	現 行
<p>2 平時からの情報収集等</p> <p>(1) 情報・緊急時対応課による情報収集等</p> <p>情報・緊急時対応課は、平時から、評価課と連携して、次に掲げる主要な情報収集先から、直接に又は報道機関若しくはインターネット等を通じて、<u>広く食品の摂取を通じて、国民の生命又は健康の保護に直接関わる危害情報及び食品の関与が疑われる危害情報</u>(以下「<u>食品危害情報</u>」という。)並びに科学的知見の収集を行うこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員及び専門委員 ・リスク管理機関 ・関係試験研究機関 ・関係国際機関及び主要国の公的機関 <p>情報・緊急時対応課は、<u>の</u>規定により収集した食品危害情報及び科学的知見の分析及び整理を行い、定期的に、又は重要度の高いものについては直ちに、委員長及び事務局長に報告するとともに、事務局各課に対しても、速やかに情報を提供し、事務局内における情報の共有を図ることとする。</p> <p>委員長は、<u>の</u>規定による報告を受けた場合において、委員会会合においてリスク管理機関から報告を受ける必要があると判断した場合には、事務局長に対し、速やかにリスク管理機関に対する委員会会合への出席及び報告の要請を行うよう指示することとする。</p> <p>(2) 勧告広報課による情報収集等</p> <p>勧告広報課は、平時において、食の安全ダイヤル及び食品安全モニター等を通じ、<u>食品危害情報</u>を収集した場合には、遅滞なく情報・緊急時対応課に提供することとする。</p> <p>(3) 科学的知見に基づく概要書の作成</p> <p>情報・緊急時対応課は、平時から、必要に応じ、評価課及び勧告広報課と連携して、(1)及び(2)の規定により収集された<u>食品危害情報</u>や科学的知見を基に、概要書(以下「<u>ファクトシート</u>」という。)を事前に作成しておくこととする。</p>	<p>2 平時からの情報収集等</p> <p>(1) 情報・緊急時対応課による情報収集等</p> <p>情報・緊急時対応課は、平時から、評価課と連携して、次に掲げる主要な情報収集先から、直接に又は報道機関若しくはインターネット等を通じて、<u>広く食中毒に関する情報及び科学的知見の収集を行うこととする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員及び専門委員 ・リスク管理機関 ・<u>関係試験研究機関(別添3「関係試験研究機関一覧」参照)</u> ・<u>関係国際機関及び主要国の公的機関(別添4「海外からの主な情報収集源」参照)</u> <p>情報・緊急時対応課は、<u>の</u>規定により収集した食中毒に関する情報及び科学的知見の分析及び整理を行い、定期的に、又は重要度の高いものについては直ちに、委員長及び事務局長に報告するとともに、事務局各課に対しても、速やかに情報を提供し、事務局内における情報の共有を図ることとする。</p> <p>委員長は、<u>の</u>規定による報告を受けた場合において、委員会会合においてリスク管理機関から報告を受ける必要があると判断したときは、事務局長に対し、速やかにリスク管理機関に対する委員会会合への出席及び報告の要請を行うよう指示することとする。</p> <p>(2) 勧告広報課による情報収集等</p> <p>勧告広報課は、平時において、食の安全ダイヤル及び食品安全モニター等を通じ、<u>食中毒に関する情報</u>を収集した場合には、遅滞なく情報・緊急時対応課に提供することとする。</p> <p>(3) 科学的知見に基づく概要書の作成</p> <p>情報・緊急時対応課は、平時から、必要に応じ、評価課及び勧告広報課と連携して、(1)及び(2)の規定により収集された<u>食中毒に関する情報</u>や科学的知見を基に、概要書(以下「<u>ファクトシート</u>」という。)を事前に作成しておくこととする。</p>

別紙

食品安全委員会食中毒緊急時対応指針の改正案新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改正案	現 行
<p>3 平時からの情報提供等</p> <p>(1) <u>勧告広報課及び情報・緊急時対応課は、平時から、報道機関、政府広報、インターネット等を通じて、国民に対し、食品危害情報及び科学的知見の提供を行うこととする。</u></p> <p>(2) <u>勧告広報課及びリスクコミュニケーション官は、平時から、リスク管理機関と連携しつつ、国民との意見交換会やマスメディア関係者との意見交換を実施するなど、リスクコミュニケーションを適切に行うことにより、国民の正しい知識の普及と理解の促進に努めることとする。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>4 リスク管理機関との緊密な連携</p> <p>(1) 委員会は、情報連絡窓口である情報・緊急時対応課を通じて、リスク管理機関の情報連絡窓口及び関係課(別添2「リスク管理機関情報連絡窓口及び関係課一覧」参照)との間で、<u>食品危害情報の連絡及び交換を行い、リスク管理機関との緊密な連携を図ることとする。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 委員会は、食品安全総合情報システムを整備することにより、<u>リスク管理機関の情報システムとの相互連携を図り、食品危害情報の有効かつ適切な活用及び共有を図ることとする。</u></p> <p>(4) (略)</p>	<p>3 リスク管理機関との緊密な連携</p> <p>(1) 委員会は、情報連絡窓口である情報・緊急時対応課を通じて、<u>リスク管理機関の情報連絡窓口及び関係課(別添2「リスク管理機関情報連絡窓口及び関係課一覧」参照)との間で、食中毒に関する情報の連絡及び交換を行い、リスク管理機関との緊密な連携を図ることとする。</u></p> <p>(2) (同左)</p> <p>(3) 委員会は、食品安全総合情報システムを整備することにより、<u>リスク管理機関の情報システムとの相互連携を図り、食中毒に関する情報の有効かつ適切な活用及び共有を図ることとする。</u></p> <p>(4) (同左)</p>
<p>5 緊急時対応訓練の実施</p> <p>(1) 委員会は、平時から、<u>本指針に基づく緊急時対応の訓練を実施し、食中毒等による緊急事態等における体制の実効性を確認するとともに、各担当者の意識の高揚と知識の向上等を図ることとする。</u></p> <p>(2) 委員会は、<u>緊急時対応専門調査会に対し、(1)の規定により実施した訓練の結果を検証し、必要に応じて、本指針における緊急時対応の問題点や改善点等についての検討を行うよう指示することとする。</u></p>	<p>(新設)</p>

別紙

食品安全委員会食中毒緊急時対応指針の改正案新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改正案	現 行
<p>初動対応</p> <p>1 食中毒等による緊急事態等の発生に関する情報の受理</p> <p>(1) 委員会に対し、食中毒等による緊急事態等の発生に関する情報連絡があった場合には、受付者は、「食品危害情報の通報受付票」(別紙様式1)により、必要な情報の聴取及び記録を行うとともに、情報提供者に対し、当該情報に関する資料の有無を確認し、関連する資料がある場合には、FAX等による迅速な資料の送付を依頼することとする。</p> <p>(2) 受付者は、当該情報について、速やかに情報・緊急時対応課に情報連絡を行うこととする。</p> <p>なお、情報提供者が、リスク管理機関の職員以外である場合には、情報・緊急時対応課は、リスク管理機関の情報連絡窓口に対し、<u>食中毒等による緊急事態等の発生に関する情報連絡を迅速に行うこととする。</u></p>	<p>初動対応</p> <p>1 食中毒の発生に関する情報の受理</p> <p>(1) 委員会に対し、<u>食中毒の発生に関する情報連絡があった場合には</u>、受付者は、「食品危害情報の通報受付票」(別紙様式)により、必要な情報の聴取及び記録を行うとともに、情報提供者に対し、当該情報に関する資料の有無を確認し、関連する資料がある場合には、FAX等による迅速な資料の送付を依頼することとする。</p> <p>(2) 受付者は、当該情報について、速やかに情報・緊急時対応課に情報連絡を行うこととする。</p> <p>なお、情報提供者が、リスク管理機関の職員以外である場合には、情報・緊急時対応課は、リスク管理機関の情報連絡窓口に対し、<u>食中毒の発生に関する情報連絡を迅速に行うこととする。</u></p>
<p>2 食中毒等による緊急事態等の発生に関する情報の連絡</p> <p>(1) 情報・緊急時対応課は、<u>1で受理した情報が、緊急事態等に該当すると判断した場合には、基本指針に基づく「食品安全委員会緊急時連絡ルート」(別添3)</u>を通じて、迅速に委員会内への情報連絡を行うこととする。</p> <p>(2) 委員長は、(1)の結果、<u>食中毒等による緊急事態等を認知した場合において、必要であると判断した場合には、食品安全担当大臣(内閣府設置法(平成11年法律第89号)第4条第1項第16号及び同条第3項第27号の2に掲げる事務を掌理する職で国務大臣をもって充てられるものをいう。以下同じ。)</u>に対し、迅速に報告を行うよう事務局長に指示することとする。</p>	<p>2 食中毒の発生に関する情報の連絡</p> <p>(1) 情報・緊急時対応課は、<u>食中毒の発生が緊急事態等に該当すると判断した場合には、「食品安全委員会緊急時対応基本指針」(平成16年4月15日委員会決定)に基づく「食品安全委員会緊急時連絡ルート」(別添5)</u>を通じて、迅速に委員会内への情報連絡を行うこととする。</p> <p>(2) 委員長は、(1)の結果、<u>食中毒による緊急事態等を認知した場合において、必要と判断したときは、食品安全担当大臣(内閣府設置法(平成11年法律第89号)第4条第1項第16号及び同条第3項第27号の2に掲げる事務を掌理する職で国務大臣をもって充てられるものをいう。以下同じ。)</u>に対し、迅速に報告を行うよう事務局長に指示することとする。</p>

改正案	現 行
<p>3 第一次参集要員等の対応</p> <p>(1) 事務局長は、夜間休日に、食中毒等による緊急事態等の発生に関する情報連絡を受け、第一次参集要員の参集が必要であると判断した場合には、情報・緊急時対応課長を通じて、速やかに第一次参集要員の参集を指示するとともに、必要に応じ、原因別参集要員に対しても参集を指示することとする。</p> <p>(2) 第一次参集要員及び原因別参集要員は、情報・緊急時対応課長の指示による参集後速やかに、次に掲げる事項を行うこととする。 <u>迅速な情報収集による発生状況等の把握、委員及び専門委員等からの当該危害要因に関する科学的知見の収集</u> ~ (略)</p>	<p>3 第一次参集要員等の対応</p> <p>(1) 事務局長は、夜間休日に、食中毒による緊急事態等の発生に関する情報連絡を受け、第一次参集要員の参集が必要であると判断した場合には、情報・緊急時対応課長を通じて、速やかに第一次参集要員の参集を指示するとともに、必要に応じ、原因別参集要員に対しても参集を指示することとする。</p> <p>(2) 第一次参集要員及び原因別参集要員は、情報・緊急時対応課長の指示による参集後速やかに、次に掲げる事項を行うこととする。 <u>迅速な情報収集による発生状況等の把握、委員及び専門委員等からの当該食中毒に関する科学的知見の収集</u> ~ (同左)</p>
<p>4 初動対応の決定</p> <p>(1) 委員・事務局会議の開催 <u>委員長は、食中毒等による緊急事態等の発生に関する情報連絡を受けた場合において、委員及び事務局幹部による打合せ(以下「委員・事務局会議」という。)の開催が必要であると判断した場合には、速やかに委員及び事務局幹部を招集して委員・事務局会議を開催し、初動対応の方針について検討を行うこととする。(以下省略)</u></p> <p>(2) 委員会会合の開催 <u>委員会は、(1)に規定する委員・事務局会議における検討結果に基づき委員会会合の開催が必要であると判断した場合には、必要に応じて臨時に委員会会合を開催し、委員会会合において、に掲げる対応策を決定することとする。</u> <u>この場合において、委員長がリスク管理機関からの報告が必要であると判断したときは、委員会会合において、関係するリスク管理機関の職員及び当該危害要因に関する専門家を招致し、当該緊急事態等の概要(発生状況、原因物質等)及び実施されたリスク管理措置の内容等に関する報告を受けることとする。(以下省略)</u></p> <p>(3) (略)</p>	<p>4 初動対応の決定</p> <p>(1) 委員・事務局会議の開催 <u>委員長は、食中毒による緊急事態等の発生に関する情報連絡を受けた場合において、委員及び事務局幹部による打合せ(以下「委員・事務局会議」という。)の開催が必要であると判断したときは、速やかに委員及び事務局幹部を招集して委員・事務局会議を開催し、初動対応の方針について検討を行うこととする。(同左)</u></p> <p>(2) 委員会会合の開催 <u>委員会は、(1)に規定する委員・事務局会議における検討結果に基づき委員会会合の開催が必要であると判断したときは、必要に応じて臨時に委員会会合を開催し、委員会会合において、に掲げる対応策を決定することとする。</u> <u>この場合において、委員長がリスク管理機関からの報告が必要であると判断したときは、委員会会合において、関係するリスク管理機関の職員及び当該食中毒に関する専門家を招致し、当該緊急事態等の概要(発生状況、原因物質等)及び実施されたリスク管理措置の内容等に関する報告を受けることとする。(同左)</u></p> <p>(3) (同左)</p>

別紙

食品安全委員会食中毒緊急時対応指針の改正案新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>5 その他 食中毒等による緊急事態等が発生した場合における具体的な対応に当たっては、次に掲げる各段階ごとに、「緊急時における対応チェックリスト」(別添4)を活用し、迅速かつ適切にこれを行うこととする。</p> <p>(1) 食中毒等による緊急事態等の発生に関する情報の受理時 (2) 食中毒等による緊急事態等の発生に関する情報の連絡時 (3) 第一次参集要員等の参集時 (4) 委員・事務局会議の開催時</p> <hr/> <p>対応策の実施</p> <p>1 緊急対策本部の設置及び関係府省連絡会議の開催 (1) 緊急対策本部の設置のための緊急協議の実施の助言 委員会は、食中毒等による緊急事態等が発生した場合において、閣僚級により総合的に対処する必要があると判断した場合には、食品安全担当大臣に対し、緊急対策本部の設置のための緊急協議を行うよう助言することとする。</p> <p>(2) 関係府省連絡会議の開催 事務局長は、食中毒等による緊急事態等が発生した場合において、委員会から関係府省連絡会議の開催を指示されたときは、リスク管理機関と連携して、速やかにこれを開催することとする。 なお、関係府省連絡会議の対応状況については、定期的に委員会会合において報告することとする。 (略)</p> <hr/> <p>2 緊急時における情報収集等 (1) 緊急時における情報収集等 事務局各課は、食中毒等による緊急事態等が発生した場合には、の2の規定に基づき、迅速に当該緊急事態等に関する情報及び科学的知見の収集を行うこととする。</p>	<p>5 その他 食中毒による緊急事態等が発生した場合における具体的な対応に当たっては、次に掲げる各段階ごとに、「緊急時における対応チェックリスト」(別添6)を活用し、迅速かつ適切にこれを行うこととする。</p> <p>(1) 食中毒の発生に関する情報の受理時 (2) 食中毒の発生に関する情報の連絡時 (3) 第一次参集要員等の参集時 (4) 委員・事務局会議の開催時</p> <hr/> <p>対応策の実施</p> <p>1 緊急対策本部の設置及び関係府省連絡会議の開催 (1) 緊急対策本部の設置のための緊急協議の実施の助言 委員会は、食中毒による緊急事態等が発生した場合において、閣僚級により総合的に対処する必要があると判断されるときは、食品安全担当大臣に対し、緊急対策本部の設置のための緊急協議を行うよう助言することとする。</p> <p>(2) 関係府省連絡会議の開催 事務局長は、食中毒による緊急事態等が発生した場合において、委員会から関係府省連絡会議の開催を指示されたときは、リスク管理機関と連携して、速やかにこれを開催することとする。 なお、関係府省連絡会議の対応状況については、定期的に委員会会合において報告することとする。 (同左)</p> <hr/> <p>2 緊急時における情報収集等 (1) 緊急時における情報収集等 事務局各課は、食中毒による緊急事態等が発生した場合には、の2の規定に基づき、迅速に食中毒に関する情報及び科学的知見の収集を行うこととする。</p>

別紙

食品安全委員会食中毒緊急時対応指針の改正案新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改正案	現行
<p>情報・緊急時対応課は、食中毒等による緊急事態等が発生した場合において、の2(3)の規定により事前に当該緊急事態等に関するファクトシートを作成していないときは、の規定により収集された科学的知見を基に、必要に応じ、評価課及び勧告広報課と連携して、ファクトシートを速やかに作成することとする。</p> <p>情報・緊急時対応課は、食中毒等による緊急事態等が発生した場合には、の規定により収集された科学的知見を基に、の規定によるファクトシートの作成と併せて、必要に応じ、評価課及び勧告広報課と連携して、ファクトシートに関するQ & Aを作成することとする。</p> <p>(2) 現地派遣による情報収集等 職員等の現地派遣の決定 委員長は、食中毒等による緊急事態等が発生した場合には、直ちに、委員及び事務局長等との間で、職員等の現地派遣による情報収集の必要性について検討を行い、必要があると判断した場合には、事務局長に対し、速やかに職員等を現地派遣するよう指示することとする。</p> <p>具体的に、職員等の現地派遣が必要となり得る場合としては、主に</p> <ul style="list-style-type: none">・食中毒等による緊急事態等の発生に伴い現地対策本部等が設置され、現地において集約された情報収集が必要であると判断される場合・(略)・委員又は専門委員が、科学的知見に基づき、現地で直接に情報を収集する必要があると判断される場合 <p>が想定される。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 調査による情報収集 委員会、緊急時対応を適切に行うため、必要に応じ、独自に調査を行うほか、関係試験研究機関に対し、直接に(独立行政法人の場合は関係各大臣を通じて)調査、分析又は検査の実施を要請し、情報の収集を行うこととする。</p>	<p>情報・緊急時対応課は、食中毒による緊急事態等が発生した場合において、の2(3)の規定により事前に当該食中毒に関するファクトシートを作成していないときは、の規定により収集された食中毒に関する科学的知見を基に、必要に応じ、評価課及び勧告広報課と連携して、ファクトシートを速やかに作成することとする。</p> <p>情報・緊急時対応課は、食中毒による緊急事態等が発生した場合には、の規定により収集された食中毒に関する科学的知見を基に、の規定によるファクトシートの作成と併せて、必要に応じ、評価課及び勧告広報課と連携して、ファクトシートに関するQ & Aを作成することとする。</p> <p>(2) 現地派遣による情報収集等 職員等の現地派遣の決定 委員長は、食中毒による緊急事態等が発生した場合には、直ちに、委員及び事務局長等との間で、職員等の現地派遣による情報収集の必要性について検討を行い、必要があると判断したときは、事務局長に対し、速やかに職員等を現地派遣するよう指示することとする。</p> <p>具体的に、職員等の現地派遣が必要となり得る場合としては、主に</p> <ul style="list-style-type: none">・食中毒による緊急事態等の発生に伴い現地対策本部等が設置され、現地において集約された情報収集が必要であると判断される場合・(同左)・委員又は専門委員が、専門的知見に基づき、現地で直接に情報を収集する必要があると判断される場合 <p>が想定される。</p> <p>(同左)</p> <p>(新設)</p>

別紙

食品安全委員会食中毒緊急時対応指針の改正案新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改正案	現 行
<p>3 情報提供及びリスクコミュニケーション</p> <p>(1) 食中毒等による緊急事態等が発生した場合には、<u>情報・緊急時対応課が、広報の内容、発表時期及び方法等について、リスク管理機関と相互に緊密な連携を図る。</u></p> <p>(2) 勸告広報課は、(1)を受けて、<u>の2(1)の規定において作成されたファクトシート等を速やかにホームページに掲載するなど、報道機関、政府広報、インターネット等を通じて、国民に対し迅速かつ適切に当該緊急事態等に関する科学的知見を提供する。また、勸告広報課及びリスクコミュニケーション官は、リスク管理機関と緊密に連携しつつ、リスクコミュニケーションを適切に行うことにより、国民の当該緊急事態等に関する正しい知識の普及と理解の促進に努めることとする。</u></p> <p>(3) (2)の規定による情報提供を行うに当たっては、「<u>緊急時対応におけるチェックリスト</u>」(別添4-)を<u>活用し、適切に行うこととする。なお、原則として、新たな情報の有無にかかわらず、定時又は定期的に情報を提供することとする。</u></p> <p>(4) 情報・緊急時対応課は、<u>収集した当該緊急事態等に関する情報等について、必要に応じ、の2(1)に掲げる情報収集先等に対し、速やかに情報を提供することとする。</u></p>	<p>3 情報提供及びリスクコミュニケーション</p> <p>(1) 勸告広報課は、食中毒による緊急事態等が発生した場合には、<u>の2(1)の規定において作成されたファクトシート等を速やかにホームページに掲載するなど、報道機関、政府広報、インターネット等を通じて、国民に対し迅速かつ適切に当該食中毒に関する科学的知見を提供する。</u> また、<u>勸告広報課及びリスクコミュニケーション官は、リスク管理機関と緊密に連携しつつ、リスクコミュニケーションを適切に行うことにより、国民の正しい知識の普及と理解の促進に努めることとする。</u></p> <p>(2) (1)の規定による情報提供は、<u>情報・緊急時対応課が、広報の内容、発表時期及び方法等について、リスク管理機関と相互に緊密な連携を図った上で行うこととする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
<p>4 食品健康影響評価</p> <p>(1) 委員会は、食中毒等による緊急事態等の発生に際し収集・分析した情報に基づき、自らの判断又はリスク管理機関からの要請により、科学的知見に基づき、客観的かつ中立公正に食品健康影響評価を行うとともに、当該評価結果等について適切に公表することとする。(以下省略)</p> <p>(2) 委員会は、食中毒等による緊急事態等が発生した場合において、国民の生命又は健康への悪影響の未然防止又は抑制のため緊急を要すると判断したときは、当該事項に係る食品健康影響評価を優先的かつ迅速に行うこととする。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>4 食品健康影響評価</p> <p>(1) 委員会は、食中毒による緊急事態等の発生に際し収集・分析した情報に基づき、自らの判断又はリスク管理機関からの要請により、科学的知見に基づき、客観的かつ中立公正に食品健康影響評価を行うとともに、当該評価結果等について適切に公表することとする。(同左)</p> <p>(2) 委員会は、食中毒による緊急事態等が発生した場合において、国民の生命又は健康への悪影響の未然防止又は抑制のため緊急を要すると判断したときは、当該事項に係る食品健康影響評価を優先的かつ迅速に行うこととする。</p> <p>(3) (同左)</p>

別紙

食品安全委員会食中毒緊急時対応指針の改正案新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>5 勧告及び意見</p> <p>(1) 委員会は、食中毒等による緊急事態等の発生に際して行った食品健康影響評価の結果に基づき、食品の安全性の確保のため講ずべき施策について、必要に応じ、内閣総理大臣を通じて関係各大臣に勧告するとともに、その内容を遅滞なく公表する。</p> <p>(2) 委員会は、食中毒等による緊急事態等の発生に際して行った食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況を監視し、必要に応じ、内閣総理大臣を通じて関係各大臣に勧告するとともに、その内容を遅滞なく公表する。</p> <p>(3) 委員会は、食中毒等による緊急事態等が発生した場合において、食品の安全性の確保のため講ずべき施策に関する重要事項を調査審議し、必要に応じ、関係行政機関の長に対し、意見を述べるとともに、その内容を遅滞なく公表する。</p>	<p>5 勧告及び意見</p> <p>(1) 委員会は、食中毒による緊急事態等の発生に際して行った食品健康影響評価の結果に基づき、食品の安全性の確保のため講ずべき施策について、必要に応じ、内閣総理大臣を通じて関係各大臣に勧告するとともに、その内容を遅滞なく公表する。</p> <p>(2) 委員会は、食中毒による緊急事態等の発生に際して行った食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況を監視し、必要に応じ、内閣総理大臣を通じて関係各大臣に勧告するとともに、その内容を遅滞なく公表する。</p> <p>(3) 委員会は、食中毒による緊急事態等が発生した場合において、食品の安全性の確保のため講ずべき施策に関する重要事項を調査審議し、必要に応じ、関係行政機関の長に対し、意見を述べるとともに、その内容を遅滞なく公表する。</p>
<p>6 科学的見地からのリスク管理機関に対する助言</p> <p>委員会は、食中毒等による緊急事態等が発生した場合において、委員会会合における審議の結果、<u>必要であると判断した場合には</u>、科学的見地から、リスク管理機関に対する助言を行うこととする。</p>	<p>6 科学的見地からのリスク管理機関に対する助言</p> <p>委員会は、食中毒による緊急事態等が発生した場合において、委員会会合における審議の結果、<u>必要と判断されるときは</u>、科学的見地から、リスク管理機関に対する助言を行うこととする。</p>
<p>その他</p> <p>1 緊急事態等の収束</p> <p>(1) 緊急対策本部が設置された場合</p> <p>食中毒等による緊急事態等の発生に際し、緊急対策本部が設置された場合には、食品安全担当大臣による緊急対策本部の解散をもって、緊急事態等の収束とする。(以下省略)</p> <p>(2) 緊急対策本部が設置されなかった場合</p> <p>食中毒等による緊急事態等の発生に際し、緊急対策本部は設置されなかったが、関係府省連絡会議が開催された場合には、委員会は、関係府省連絡会議の対応状況、専門調査会における審議結果及び社会的反響等を勘案し、緊急事態等の収束について判断することとする。</p>	<p>その他</p> <p>1 緊急事態等の収束</p> <p>(1) 緊急対策本部が設置された場合</p> <p>食中毒による緊急事態等の発生に際し、緊急対策本部が設置された場合には、食品安全担当大臣による緊急対策本部の解散をもって、緊急事態等の収束とする。(同左)</p> <p>(2) 緊急対策本部が設置されなかった場合</p> <p>食中毒による緊急事態等の発生に際し、緊急対策本部は設置されなかったが、関係府省連絡会議が開催された場合には、委員会は、関係府省連絡会議の対応状況、専門調査会における審議結果及び社会的反響等を勘案し、緊急事態等の収束について判断することとする。</p>

別紙

食品安全委員会食中毒緊急時対応指針の改正案新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改正案	現 行
<p>(3) その他 (1) 及び(2)の規定により緊急事態等が収束したものとされた場合においても、引き続き情報の収集及び国民への科学的知見の提供等を行うことにより、当該緊急事態等の再発の防止に努めることとする。</p>	<p>(3) その他 (1) 及び(2)の規定により緊急事態等が収束したものとされた場合においても、引き続き国民への科学的知見の提供等を行うことにより、当該食中毒の再発の防止に努めることとする。</p>
<p>2 事後検証及び指針の改定 (1) 食中毒等の緊急事態等の発生に際し、及び に定める緊急時対応を行った者は、「緊急時対応の記録票」(別紙様式2)により、実施した対応等の記録を行い、速やかに情報・緊急時対応課へ提出することとする。 (2) 委員会は、食中毒等による緊急事態等の発生に際し、緊急対策本部が設置され、又は関係府省連絡会議が開催された場合には、緊急時対応専門調査会に対し、情報・緊急時対応課が作成した緊急時対応の記録等に基づき検証を行い、当該緊急時対応の問題点や改善点等について、検討するよう指示することとする。 なお、事後検証を行うに当たり、委員会が必要であると判断した場合には、委員会会合において、リスク管理機関から、助言等に対する対応結果等について報告を受けることとする。 (3) 事後検証の結果又はその他の理由により必要と認められる場合には、本指針を改定することとする。</p>	<p>2 事後検証及び指針の改定 (新設) (1) 委員会は、食中毒による緊急事態等の発生に際し、緊急対策本部が設置され、又は関係府省連絡会議が開催された場合には、緊急時対応専門調査会に対し、情報・緊急時対応課が作成した緊急時対応の記録等に基づき、当該緊急時対応の問題点や改善点等について、事後に検証を行うよう指示することとする。 なお、事後検証を行うに当たり、委員会が必要と判断した場合には、委員会会合において、リスク管理機関から、助言等に対する対応結果等について報告を受けることとする。 (2) 事後検証の結果又はその他の理由により必要と認められる場合には、本指針を改定することとする。</p>

別紙

食品安全委員会食中毒緊急時対応指針 別添資料の主な改正点

(傍線の部分は改正部分)

主な改正点	現 行
<p>(別紙様式1) 食品危害情報の通報受付票 (様式省略)</p> <p>(別紙様式2) <u>緊急時における対応記録票</u> (様式省略)</p>	<p>(別紙様式) 食品危害情報の通報受付票 (同左)</p> <p>(新設)</p>
<p>(別添1) 食品安全委員会第一次参集要員等 (様式省略) 【原因別参集要員】 原因が生物系の場合 原因が化学物質系の場合 原因が新食品等系の場合</p> <p>(別添2) リスク管理機関情報連絡窓口及び関係課一覧 (様式省略) 農林水産省 ・消費・安全局畜水産安全管理課 ・消費・安全局動物衛生課</p> <p>(別添3) 食品安全委員会緊急時連絡ルート (様式省略)</p>	<p>(別添1) 食品安全委員会第一次参集要員等 (同左) 【原因別参集要員】 <u>食中毒の原因が生物系の場合</u> <u>食中毒の原因が化学物質系の場合</u> <u>食中毒の原因が新食品等系の場合</u></p> <p>(別添2) リスク管理機関情報連絡窓口及び関係課一覧 (同左) 農林水産省 ・消費・安全局衛生管理課</p> <p>(別添3)(削除)</p> <p>(別添4)(削除)</p> <p>(別添5) 食品安全委員会緊急時連絡ルート (同左)</p>

別紙

食品安全委員会食中毒緊急時対応指針 別添資料の主な改正点

(傍線の部分は改正部分)

主な改正点	現 行
<p>(別添4 - ~ -) <u>緊急時における対応チェックリスト</u> (様式省略) <u>要綱の改正に伴い語句を一部修正</u></p> <p>(別添4 -) 緊急時における対応チェックリスト (様式省略)</p> <p>(別添4 -) <u>緊急時における対応チェックリスト</u> (様式省略) <u>~食中毒等による緊急事態発生時における情報提供時~</u></p>	<p>(別添6 - ~ -) 緊急時における対応チェックリスト (同左)</p> <p>(別添6 -) 緊急時における対応チェックリスト (同左)</p> <p>(新設)</p>